

○山形県文化財保護事業費補助金交付規程

昭和51年4月12日山形県告示第533号

改正

平成10年5月19日告示第527号

平成25年11月5日告示第1001号

山形県文化財保護事業費補助金交付規程を次のように定める。

(目的及び交付)

第1条 知事は、文化財の保存及び活用を図るため、県の区域内に存する文化財の所有者又は管理団体が、その管理又は修理のための事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。第4条において「規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、当該所有者又は管理団体に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるとおりとし、補助金の額は当該各号に定めるところとする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による国の補助金（以下「国の補助金」という。）の交付を受けて文化財を管理し、又は修理する事業 当該事業に要する経費から国が交付する補助金の額に相当する額を控除した額の10分の5に相当する額以内
- (2) 文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第10条第1項（同条例第36条において準用する場合を含む。）に規定する事業 当該事業に要する経費の10分の5（災害に起因する事業であつて知事が必要と認めるものに要する経費にあつては、10分の7）に相当する額以内

(補助金交付申請書)

第3条 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号の事業にあつては国の補助金の交付を申請する書類の写しをもつて前項第1号及び第2号に掲げる書類に代えることができる。

(条件)

第4条 規則第7条第1項第1号イに規定する軽微な変更は、補助事業に要する経費の10分の2以内の増減とする。

(状況報告書)

第5条 補助事業状況報告書は、知事が指定した日現在の状況を記載した補助事業状況調書（別記様式第5号）を添付して翌月10日まで提出するものとする。

(実績報告書)

第6条 補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（別記様式第6号）
- (2) 収支精算書（別記様式第7号）
- (3) 知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号の事業にあつては、国の補助金に係る補助事業の実績を報告する書類の写しをもつて前項第1号及び第2号に掲げる書類に代えることができる。

(概算払)

第7条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることがある。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和51年度分以後の補助金について適用する。

附 則（平成10年5月19日告示第527号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月5日告示第1001号）

この規程は、公布の日から施行し、平成25年7月18日以後に発生した災害について適用する。